

長野地区社会保障推進協議会ニュース



長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)

知りたい！聞きたい！

国民健康保険制度を学習

長野地区社保協は6月27日に国民健康保険の学習会をひらき、35人が参加しました。講演は、長野県社保協の原事務局長と、長野市国民健康保険課から出前講座として来ていただきました。



「県内市町村の国保料の動向と課題とは」

長野県社保協・原事務局長

原事務局長の講演では、長野県保険医協会が実施した市町村アンケート（回答55市町村/77）をもとに、今年度の県内市町村の国保料(税)の動向が報告されました（下図）。

所得250万円 大人2人子ども1人世帯の試算		
据え置き	34	据え置きでも、協会けんぽとの比較で最高2倍
引き上げ ↑	16	飯山市 433,090円(+63,000円) 伊那市 400,240円(+55,000円) 安曇野市 397,060円(+38,300円) 長野市 418,960円(+6,510円) 2年連続（上田市、岡谷市、中野市、青木村、木祖村、坂城町）
引き下げ ↓	5	小布施町、松川村、木曾町、高森町、飯島町

また今年度、長野市は国保へ8億5千万円公費繰入れする予算ですが、繰入れ額は昨年度と比べて1億2千万円減。県内全体でも、決算補填等目的の繰入れは減少傾向にあるとのことでした。

県内の短期保険証は7,441世帯

1カ月・「超」短期は1,578世帯に発行

国保料(税)が高すぎるため、滞納せざるを得ない世帯が多くいます。そんななか、「滞納への制裁」として県内では短期保険証が7,441世帯に発行されています（留置き618世帯）。うち1カ月証という「超」短期保険証が1,578世帯。とりわけ大町市の短期保険証はすべて1カ月証です。窓口で全額支払わなくてはならない資格証明書は、261世帯。そのうち安曇野市が107世帯と突出しています。

長野県は全国7番目の財産差し押さえ率

くらしを脅かす差押えはないか注視が必要

もう一つの「滞納への制裁」は差押えです。国保料(税)の滞納による財産差し押さえ率は、都道府県別で全国7番目の高い順位です。宮城県ではパート給与の全額8万円を差押えられ、所持金すべてを失った女性が滞納整理機構を提訴しました。原事務局長は長野県下にこういった実態はないか、目を凝らしていく必要があると訴えました。

国保料・子どもの均等割減免を実施する

自治体が広がっている

国保法 77 条を活用し、子育て世帯の負担軽減として子どもの均等割を独自軽減する自治体が全国 27 市町へと拡大しています。

18 歳未満 全額免除	宮古市、南相馬市、白河市、 芦北町
第 3 子以降 全額免除	佐渡市、東大和市、ふじみ野市、 鴻巣市、 <u>小海町 (←県内唯一)</u>
第 2 子以降 5 割減免	昭島市、清瀬市、武蔵村山市



国保料負担を引き下げる決め手は「一般会計からの公費繰入れ」と「公費の活用」

高すぎる国保料(税)の負担を引き下げる決め手は、「一般会計からの公費繰入れ」と「公費(財政調整基金、前年度繰越金)の活用」です。自治体の判断で行うことができることが、国会における厚労省の答弁や、県の指示文書により明らかであると紹介されました。

安倍政権は国民健康保険の都道府県化により、国保への公費繰入れを減らすように自治体を誘導しているのも事実です。自治体と住民がともに、国の責任として国保への国庫負担増等を求めていくことが大切です。長野市も、市長会をつうじて子どもの均等割軽減策の国としての実施を求める等しています。

同時に、自治体が住民福祉を守る立場にたって、自治体の判断により国保料(税)の負担を軽減する等の施策を行うことは可能です。講演では住民に寄り添う自治体の取り組みとして、滋賀県野洲市の「債権管理条例」が紹介されました。

長野市国民健康保険課

国保料の説明を受けました



国保料の算定、軽減・減免制度、高齢受給者証、国保法 44 条による減免の 4 点について説明を受けました。一部を紹介します。

非自発的失業者に対する軽減 (要申請)

倒産・解雇等で離職した人 (64 歳以下) は、国保料が軽減になる制度があります。

旧扶養者の人に対する減免 (要申請)

たとえば、夫が(75 歳になり)健康保険から後期高齢者医療に移って妻が国保に入ることになる場合、国保料が減免になる制度があります。

災害などにあった人に対する減免 (要申請)

災害などにより国保料を支払えない場合、減免になる制度があります。

国保法 44 条による (受診時) 一部負担金の減免

対象は①災害により生活が著しく困難となった者などと、②失業、事業の休廃止等により著しく所得の減少があった者です。

⇒国保法 44 条は国保料を納めていることが要件との説明でした。しかし国保料を納められない生活の方が、医療費を支払うことが困難なのは明白です。安曇野市はこの要件を今年 4 月に除外。長野地区社保協は長野市の本要件除外を求めます。